

平成26年度

スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金  
(スマートコミュニティ構想普及支援事業)

公 募 要 領  
(二次公募)

平成26年9月

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

## 補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いします。

1. 補助金の申請者が当協議会に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

# スマートコミュニティ構想普及支援事業公募期間及び書類提出先

## 1. 公募期間

平成26年9月3日（水）～10月3日（金） 12：00（必着）

## 2. 書類提出先等

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号イムブル・コジマビル2F

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

スマートコミュニティセンター「スマートコミュニティ構想普及支援事業」宛

FAX：03-3984-8015

※審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

※FAX以外（電話、電子メール等）による問い合わせには応じられません。

## 3. 提出方法及び提出期限

持参 又は 簡易書留等による郵送

※持参の場合は、公募期間中の業務時間内（土日祝日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）にご持参ください。

提出期限

平成26年10月3日（金） 12：00（必着）

## 4. 資料の配付

上記、書類提出先において、関係資料の配付を行っております。

また、協議会のホームページでも、公募要領、各種様式、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）等をダウンロードすることが可能です。

協議会ホームページ URL : <http://www.nepc.or.jp/>

ダウンロードページ URL : [http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0903\\_1.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0903_1.html)

## 目次

1. 事業概要 .....	3
1. 1 事業の背景 .....	3
1. 2 事業の目的 .....	4
1. 3 補助対象事業 .....	4
1. 4 補助対象事業者 .....	5
1. 5 補助対象となる事業のスキーム .....	5
1. 6 補助対象費 .....	6
1. 7 補助率 .....	7
1. 8 事業期間 .....	7
2. 予算 .....	8
2. 1 補助金名 .....	8
2. 2 公募予算額 .....	8
3. 実施方法 .....	8
3. 1 事業の公募 .....	8
3. 2 交付申請 .....	8
3. 3 補助金の交付決定 .....	11
3. 4 補助事業の開始 .....	11
3. 5 実績報告及び確定検査 .....	11
3. 6 補助金の支払い .....	11
3. 7 補助事業者の義務 .....	11
3. 8 暴力団排除について .....	13
4. 審査 .....	13
4. 1 審査方法 .....	13
4. 2 審査基準等 .....	14
5. 年間スケジュール .....	14
5. 1 公募期間 .....	14
5. 2 審査期間（予定） .....	14
5. 3 審査結果の通知（予定） .....	14
6. 本事業全般に関する問い合わせ先 .....	15
7. 申請書類の提出順序 .....	15
8. 申請書類等の様式 .....	15
9. 関連資料 .....	35

# 1. 事業概要

## 1. 1 事業の背景

### (1) スマートコミュニティについて

震災を契機として、電力供給の制約が顕在化し、需要側においても地域単位で節電やピークカットに取り組むことの重要性が高まっています。また、大規模集中型のエネルギーシステムの脆弱性が明らかになり、災害にも強い分散型のエネルギーシステムが求められています。さらには再生可能エネルギーの大幅拡大に伴う出力変動をシステム全体で吸収することの必要性も今後高まっています。

こうした課題に対応するため、ITと蓄電池の技術を活用し、従来コントロールを行うことが困難であった需要サイドを含め、電力の需給管理を行う技術（スマートグリッド）を確立するとともに、電気に止まらず熱も含めてこれらの取組を面的に広げ、地域単位でエネルギー管理を行う分散型エネルギーシステム（スマートコミュニティ）を構築し、様々なサービスの提供や、柔軟な電気料金メニューの導入等による大幅な省エネ・節電や、再生可能エネルギーの効率的な利用の実現を図り、こうした取組を普及させることが重要です。

### (2) これまでの取組

スマートコミュニティの構築を目指し、2011年度から「次世代エネルギー・社会システム実証事業<sup>※1</sup>」において、横浜市、豊田市、けいはんな学研都市（京都府）、北九州市の4地域で、自治体、住民、企業等の参画のもと、季節別・時間帯別電力料金メニュー、需給に応じた電力料金設定及びポイントの与奪による、節電・ピークカットを始めとする需要家の行動変化（デマンドレスポンス、以下「DR」という）や、蓄電技術、CEMS、BEMS、HEMSといったエネルギーマネジメント技術の確立に向けた実証を実施しています。また、「次世代エネルギー技術実証事業<sup>※2</sup>」において、これらの実証を補完する技術やアイデアを活用し、地域のエネルギー事情に応じたスマートコミュニティの確立に向けて、技術的・制度的課題を解決するための実証を実施しています。

こうした実証の成果を震災からの復興・再建に生かすために、「スマートコミュニティ導入促進事業<sup>※3</sup>」及び「スマートエネルギーシステム導入促進事業<sup>※4</sup>」において、被災3県に対するスマートコミュニティの導入支援を進めています。

#### ※1 「次世代エネルギー・社会システム実証事業」について

本事業については、「次世代エネルギー・社会システム実証事業費補助金（次世代エネルギー・社会システム実証事業）」の公募要領をご覧ください。

参考：次世代エネルギー・社会システム実証事業のURL

[http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0407\\_5.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0407_5.html)

#### ※2 「次世代エネルギー技術実証事業」について

本事業については、「次世代エネルギー技術実証事業費補助金（次世代エ

エネルギー技術実証事業)」の公募要領をご覧ください。

参考：次世代エネルギー技術実証事業のURL

[http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0407\\_4.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0407_4.html)

※3 「スマートコミュニティ導入促進事業」について

本事業については、「スマートコミュニティ導入促進事業費補助金（スマートコミュニティ導入促進事業）」の公募要領をご覧ください。

参考：スマートコミュニティ導入促進事業のURL

[http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0310\\_2.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0310_2.html)

※4 「スマートエネルギーシステム導入促進事業」について

本事業については、「スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金（スマートエネルギーシステム導入促進事業）」の公募要領をご覧ください。

参考：スマートエネルギーシステム導入促進事業のURL

[http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0310\\_1.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0310_1.html)

(3) 「スマートコミュニティ構想普及支援事業」について

東日本大震災以降、電力供給の制約が顕在化する中、需要側でのピークカット・ピークシフトの必要性が増すとともに、再生可能エネルギー等の分散型電源の地域レベルでの導入が進んでいます。これを契機として、HEMS、BEMS、MEMS、CEMS、更には供給側の状況に応じて需要を変化させる「DR」といった「エネルギーマネジメント」はエネルギー政策上、特に重要となっています。こうしたエネルギーマネジメントによって地域のエネルギーを効率的に活用する「スマートコミュニティ」の構築の必要性が高まっています。

本事業では、地域の実情に即した形でスマートコミュニティの構築を進めていくために必要となる、詳細な事業化可能性調査（フィージビリティスタディ、以下「FS」という）や事業計画（マスタープラン）の策定に対する支援を行います。

## 1.2 事業の目的

民間事業者や地方公共団体等が、地域の実情に根ざしたスマートコミュニティの構築を進めるために実施するFS及び事業計画の策定を支援することにより、民間事業者や地方公共団体等の取組を円滑化し、スマートコミュニティの加速的な導入・普及につなげることを目的とします。

## 1.3 補助対象事業

スマートコミュニティ構築にかかる計画策定、経済性評価（投資回収効率、費用対効果）のためのFSを実施する場合において、以下の調査に要する費用（謝金、旅費、諸経費）等を補助します（（1）の実施は必須、（2）は任意）。

### （1）地域でのエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）に関する調査（必須）

①省エネルギーや負荷平準化、再生可能エネルギーの出力変動に対応するため、蓄電池

- 等の蓄エネ設備やCEMS、BEMS、MEMS、HEMS等を用いて地域のエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）を行う方策とその事業計画策定に係る調査（顧客・提供するサービスや、コスト、収益構造、投資回収年数等の事業採算性）
- ②ダイヤモンドリスponsをはじめとする、地域のエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）を行う方策とその事業計画策定に係る調査（顧客・提供するサービスや、コスト、収益構造、投資回収年数等の事業採算性）
- ③事業化にあたっての技術的・制度的課題と解決策等

**（２）再生可能エネルギーに関する調査（任意）**

- ①地域における再生可能エネルギーの賦存量の調査
- ②地域における再生可能エネルギーの利用状況調査
- ③地域において追加的に導入すべき再生可能エネルギーの種類、量、導入箇所等の調査

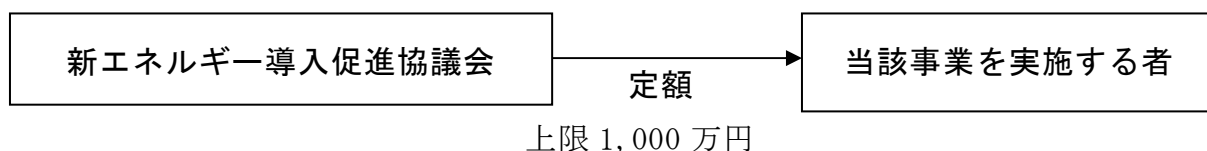
**1. 4 補助対象事業者**

本事業の対象事業者は、下記（１）～（５）を全て満たすものとします。

- （１）日本法人（登記法人）である民間会社又は民間会社を主申請法人（幹事法人）とする共同体、もしくは地方公共団体、任意団体等であること。
- （２）経済産業省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- （３）委託契約等で民間会社にF Sの一部を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い、確定検査等で確認した資料の写し等を保管する体制が取れていること。
- （４）F Sを運営・管理できる能力を有しており、F Sを実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。
- （５）F Sの結果に基づき、スマートコミュニティの構築を行うエネルギー事業者<sup>※</sup>が共同申請者として含まれていること。

※一般電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業、特定供給、熱供給、地点熱供給、BEMS/MEMSアグリゲーション事業（一般社団法人環境共創イニシアチブによりBEMS/MEMSアグリゲータの登録を受けた事業者が実施する事業）を行っている者、またはそれらの計画を具体的に有する者

**1. 5 補助対象となる事業のスキーム**



## 1. 6 補助対象費

### (1) 補助対象経費等

補助対象経費の区分	内 容	補助率
事業費	地域の実情に合わせたスマートコミュニティ構築に係る計画策定、経済性評価のためのFSに要する経費 ①謝金 委員謝金 ②旅費 委員旅費、職員旅費 ③諸経費 印刷製本費、会議費、借料、調査費※ ※調査費の内訳 労務費（補助対象事業に関するエネルギー消費データ収集・解析、エネルギーマネジメントシステム設計、導入スペック検討、設備導入費試算、調査報告書作成に係るもの） 諸経費（通信費、資料購入費等）	定額 1,000万円 以内

※健保等級を適用して人件費を算定することも可能とする。

※補助対象経費（事業費）には、消費税を含むが、交付申請に当たっては、当該補助金にかかる「消費税仕入控除額」を減額して申請しなければならない。（注）

※他社への委託契約等で実施する場合においても、上記区分により費用を積算すること（事業費として計上すること）。

※補助事業者自身ならびに親会社、子会社、関連会社及び関係会社との調達取引については、以下の適切な利益等排除を行って補助対象経費の計上を行ってください。

#### (1) 補助事業者の自社調達の場合

製造原価をもって補助対象経費に計上してください。

#### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直前年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行ってください。

#### (3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上してください。これによりがたい場合は、調達先の直前年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行ってください。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を用意してください。決算報告をもって利益等排除を行う場合、原価証明によりがたい理由の説明と利益等排除算出の根拠となる資料を用意してください。

注）補助対象経費からの消費税仕入控除額の除外について

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付金と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税相当額につ



いては、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしており、この消費税相当額を仕入控除額といいます。

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。この場合、「消費税等仕入控除税額についての届出書」を提出してください。

- ①消費税における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

## 1. 7 補助率

定額（ただし、1,000万円を上限とする）

※なお、補助金の交付に当たっては、申請額から減額して交付することがあります。

## 1. 8 事業期間

補助事業期間は原則単年度とします。

（補助対象期間：交付決定日から平成27年3月10日（火）まで）

## 2. 予算

### 2. 1 補助金名

(会計) エネルギー対策特別会計

(勘定) エネルギー需給勘定

(項) エネルギー需給構造高度化対策費

(目) 非化石エネルギー等技術開発費補助金

(目細) スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金

### 2. 2 公募予算額

平成26年度の公募事業予算額：240百万円

## 3. 実施方法

本事業の実施については、「スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金交付規程」(以下「交付規程」という。)に基づいて行っていただきます。

本事業の申請に当たっては、交付規程及び本公募要領を熟読の上、申請して下さい。

### 3. 1 事業の公募

協議会は、スマートコミュニティ構想普及支援事業を実施するにあたり、公募期間、その他交付申請に必要な事項について、協議会ホームページに掲載し公募を開始します。

また、公募開始後、東京で公募説明会を開催します。

詳しくは、協議会ホームページをご覧ください。

なお、公募説明会への出席は申請するための条件ではありません。

協議会ホームページURL：<http://www.nepc.or.jp/>

ダウンロードページURL：[http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0903\\_1.html](http://www.nepc.or.jp/topics/2014/0903_1.html)

### 3. 2 交付申請

本事業の実施を希望される事業者は、所定の様式を用いて、申請書類一式を作成し、正本1部、副本12部、電子媒体1部を協議会に提出していただきます。申請書類の作成に当たっては様式第1～2の通り作成下さい。なお、提出された申請書類の内容等について、担当者への問い合わせ、追加資料の提出、申請書類に関するヒアリング等を求める場合がありますので、予めご了承下さい。

#### (1) 申請書類

①申請に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。また、申請書類の用紙の大きさは全てA4版で統一し、2穴(ISO838)のA4ファイルに綴じてください。

②以下の「申請書類一覧表」における申請書類、添付書類については、「7. 申請書類の提出順序」を参考に一式を束ね、正本1部(片面印刷)、副本12部(両面印刷)、電子媒体1部(正本に添付)を提出してください。電子

媒体のラベル面には、補助事業名、申請地域名、申請テーマ名、申請団体名を表記してください。

- ③申請に係る審査は、申請書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じて対面審査等を行います（応募書類は、できるだけ簡潔明瞭に記入してください。）。なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ④「申請書類一覧表」にある申請書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用します。なお、申請書類は返却いたしませんのでご注意ください。

## （２）提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目13番2号イムブル・コジマビル2F

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

スマートコミュニティセンター「スマートコミュニティ構想普及支援事業」宛

< 申請書類一覧表 >

様式等番号	提出書類名
様式第 1	申請書
別紙 1	補助事業に要する経費の配分
別紙 2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
様式第 2	実施計画書
別紙 3	事業経費の配分額
別紙 3 - 1	事業経費の配分額（調査費、または、委託費内訳）
別紙 4	補助事業に要する経費及びその調達方法
別紙 5	事業実施体制図
別紙 6	事業工程表
申請概要	補助事業の申請概要 P P T
消費税	消費税等仕入控除税額についての届出書 ※補助対象経費に消費税を含めた事業者のみ
添付資料 (注 1)	申請者 定款
	登記簿（履歴事項全部証明書の原本） ※副本は、コピー可 ※地方自治体は不要
	財務諸表（直近 2 ヶ年分、主たる株主名簿） ※地方自治体は不要
	申請者概要（パンフレット等）
	他の補助金との関係
	金額の算出根拠資料、（見積書、カタログ等） (注 2)
電子データ (注 3)	申請書様式書類の電子データ（CD）

注 1：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付してください。

注 2：様式第 2（別紙 3）の金額に対応する算出根拠資料を提出してください。

注 3：様式類については、ワード、エクセルのものを提出してください。（PDF は不可）

### 3. 3 補助金の交付決定

協議会は、申請された事業が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められるものについて、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。(交付決定及びその他の協議会からの連絡等は、全て「担当者連絡先」記載されている連絡先宛てに行います。)

補助事業者に対して実際に交付する補助金の額は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に協議会が実施する「確定検査」により決定されるものであり、交付決定通知書に記載の額ではない事にご留意下さい。

### 3. 4 補助事業の開始

補助事業者は、協議会から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始（発注、契約等）が可能となります。なお、交付決定前に補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、交付決定の取り消しとなります。

### 3. 5 実績報告及び確定検査

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは平成27年3月10日（火）のいずれか早い日までに、実績報告書を協議会に提出していただきます。

また、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合は補助事業等事故報告書を協議会に提出し、その指示を受けなければなりません。

協議会は、事業者から実績報告書が提出された時は、書類審査及び現地調査等（確定検査）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた時に交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うに当たって事業者に用意いただく書類は交付決定時に別途ご連絡いたします。

### 3. 6 補助金の支払い

補助事業者は協議会から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただき、その後に協議会から補助金が支払われます。

但し、必要と認められる場合には上記の方法によらず、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

### 3. 7 補助事業者の義務

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) スマートコミュニティの構築を進めるためのFSの結果及び本調査結果を踏まえた事業計画（事業実施地域、実施体制、スケジュール、事業内容、資金調達の見込み、定量的な採算性）を報告書としてまとめること。
- (2) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止ないし廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (3) 外部委託を行う場合は、交付規程の各条項を内容とする契約を締結するとともに、速やかに協議会に報告（委託契約書の写し）をしなければなりません。

ん。

- (4) 補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは平成27年3月10日(火)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (5) 補助対象経費(事業費)には、消費税を含むが、交付申請に当たっては、当該補助金にかかる「消費税仕入控除額」を減額して申請しなければなりません。
- 但し、申請時において当該控除額が明らかでない場合については、そのまま申請し、控除額が確定次第、速やかに協議会に報告し、指示に従わなければなりません。
- (6) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証憑等を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- また取得価格並びに効用の増加価額が50万円以上の取得財産においてはその処分が制限されます。
- (7) その他
- ① 交付年度終了後の5年間、補助事業に関する調査の協力をしなければなりません(補助事業年度終了後、その成果、事業実施後の状況等について年1回程度の報告を依頼する場合があります)。
  - また、事業成果等について公表する場合があります。
  - ② 補助事業年度終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
  - ③ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)等に違反した場合、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
  - ④ 予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。なお、補助事業者から業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形等による支払は対象外となります。また、支出額、支出内容が適切かどうか補助金支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は当該補助金の支払いが行えないこととなるので、「補助事業事務処理マニュアル」に従い適正に管理することが必要となります。(補助事業事務処理マニュアルは協議会ホームページ(<http://www.nepc.or.jp/>)よりダウンロードしてください。)

### 3. 8 暴力団排除について

- ①暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- ②補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- ③遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることとなります。
- ④補助事業者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

## 4. 審査

### 4. 1 審査方法

審査については、外部有識者による採択審査委員会において行います。

審査委員会では、協議会が定める審査基準等に基づき審査を行い、採択者を決定します。なお、公募期間終了後に、必要に応じて申請に関するヒアリングを実施します。

また、審査に際しては、必要に応じて別途追加資料の提出等を依頼する場合がありますので予めご了承下さい。

なお、審査委員会は非公開で行われ、審査の経過等に関する問い合わせには応じないこととします。

## 4. 2 審査基準等

以下の審査項目に基づき審査を行います。

審査項目	審査ポイント
事業者の適格性	F Sを行う上で適切な実施体制及び財政基盤を有していること。本調査結果を踏まえ、事業主体として事業を実施するエネルギー事業者※が申請者に含まれていること。 ※一般電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業、特定供給、熱供給、地点熱供給、BEMS/MEMSアグリゲーション事業（一般社団法人環境共創イニシアチブによりBEMS/MEMSアグリゲータの登録を受けた事業者が実施する事業）を行っている者、またはそれらの計画を具体的に有する者
調査の目的・位置づけ	調査対象地域の現状や課題、目指すスマートコミュニティの姿が明確であること。 地域性を活かし、効果的なスマートコミュニティの構築に向けた事業となっていること。
調査内容	スマートコミュニティの構築に向けたエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）に関する調査であること。また、具体的かつ詳細な調査内容であること。 <u>エネルギーマネジメントの視点が認められない場合は採択されません。</u>
調査実施の確実性	本事業における実際の作業内容・作業量が具体的に記載されており、かつ実施体制、方法、スケジュールが効率的・実現可能なものであること。
調査対象事業の事業化可能性	F S実施後における事業化可能性が高いと見込まれること※（事業化における事業実施地域、実施体制、スケジュール、事業内容、資金調達方法が明確である、調査対象事業の技術が実用段階にある、採算性が見込まれる等）。 <u>※調査後に事業化される蓋然性が低い場合には採択されません。</u>

## 5. 年間スケジュール

### 5. 1 公募期間

平成26年9月3日（水）～平成26年10月3日（金） 12：00（必着）

### 5. 2 審査期間（予定）

平成26年10月上旬～11月上旬

### 5. 3 審査結果の通知（予定）

平成26年11月中旬



## 6. 本事業全般に関する問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問に関しては説明会で受け付けます。また、FAXによるお問い合わせも下記にて公募期間中に限り受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
スマートコミュニティセンター 「スマートコミュニティ構想普及支援事業」宛

FAX：03-3984-8015

※FAX以外（電話、電子メール等）による問い合わせには応じられません。

## 7. 申請書類の提出順序

下記の資料をA4ファイルに綴じて、正本1部（片面印刷）、副本12部（両面印刷）、電子媒体1部（正本に添付）を提出してください。

- (1) 様式第1 申請書
- (2) 別紙1 補助事業に要する経費の配分
- (3) 別紙2 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額
- (4) 様式第2 実施計画書
- (5) 別紙3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
- (6) 別紙3-1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
(調査費、または、委託費内訳)
- (7) 別紙4 補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）
- (8) 別紙5 事業実施体制図
- (9) 別紙6 事業工程表
- (10) 申請概要 補助事業の申請概要（パワーポイント）
- (11) 消費税 消費税等仕入控除についての届出書

※補助対象経費に消費税を含めた事業者のみ提出してください。

### (12) 添付資料

- ①申請者 定款
- ②登記簿（履歴事項全部証明書） ※正本：原本、副本：コピーで可。地方公共団体は不要
- ③財務諸表（直近2ヶ年分、主たる株主名簿） ※地方公共団体は不要
- ④申請者概要 ※企業のパンフレット等
- ⑤他の補助金との関係（様式は任意）  
※本事業と関係する事業で、国・地方公共団体の補助金を受けている又はその予定がある場合はその補助金の内容を記載して下さい。
- ⑥金額の算出根拠資料

## 8. 申請書類等の様式

記載にあたっては、編集用ファイルを利用すること。

様式第 1

事業者の文書番号が無い場合（不要な場合）は「番号」を消す事

番 号  
年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所  
申請者名称  
代表者等名

印

平成 26 年度スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金  
交付申請書

スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金交付規程第 5 条 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1. 3補助対象事業（P5）のうち、実施する補助対象事業を記載する。

### 1. 補助事業の名称

補助対象事業名：例）（1）地域でのエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）に関する調査（必須）  
 例）（2）再生可能エネルギーに関する調査（任意）  
 申請地域名：○○○○  
 補助事業の名称：例）○○○○○○ テーマ名を記載すること

### 2. 補助事業の目的

（注）簡潔に記載すること

### 3. 補助事業の開始及び完了予定日

（1）当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
 （注1）当年度の事業開始日は、新規事業は「交付決定日」とすること  
 （注2）当年度の事業完了日は、3月10日までとすること

### 4. 補助事業の内容

（1）補助事業の内容

（2）補助事業の実施計画

（3）補助金交付申請額

- ① 補助事業に要する経費
- ② 補助対象経費
- ③ 補助金交付申請額

（注1）「補助事業に要する経費」は、総事業費（補助対象＋補助対象外）の額を記載すること。

（注2）消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金交付申請額}$$

### 5. 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

### 6. 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

（注）1. この申請書には、以下の書面を添付のこと。

- （1）様式第2の「実施計画書」を添付のこと。
- （2）その他協議会が指示する書面。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

(別紙 1)

共同申請者がある場合は、事業者毎および全体合計を示す別紙 1、別紙 2 を添付する。

補助事業に要する経費の配分

(申請地域名・チーム名・チーム全体または申請事業者名)

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費				
消費税				
合計				

※当該年度事業に係る経費を記入すること。

※金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

※代表となる申請事業者は、チーム全体分、事業者分、それぞれを作成すること。

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(申請地域名・チーム名・チーム全体または申請事業者名)

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費				
	第 1 ・ 四半期	第 2 ・ 四半期	第 3 ・ 四半期	第 4 ・ 四半期	計
事業費					
消費税					
合計					

※当該年度事業に係る経費を記入すること。

※金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

※代表となる申請事業者は、チーム全体分、事業者分、それぞれを作成すること。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判とする。

1. 3 補助対象事業（P5）のうち、実施する補助対象事業を記載する。

1. 補助事業の概要

(1) 補助事業の名称

補助対象事業名：例) (1) 地域でのエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）に関する調査（必須）  
 (2) 再生可能エネルギーに関する調査（任意）

申請地域名 : ○○○○

補助事業の名称：例) ○○○○○○ テーマ名を記載すること

申請事業者名： ◇◇◇◇市  
 ○ □□□□株式会社  
 ◎ △△△△株式会社

(注1) 実証するテーマについて、複数の事業者で共同申請する場合、代表となる申請事業者名には○印を、エネルギー事業者（F Sの結果に基づき、スマートコミュニティの構築を行うエネルギー事業者）には◎印を付すこと。

(2) 補助事業の目的

(注) 簡潔に記載すること

(3) 事業実施者

全申請事業者について記載する。

申請者名称（フリガナ） : ○○株式会社（△△△） (注) 登記簿と同表記  
 代表者の氏名（フリガナ） : 代表取締役社長○○○○（△△△△） (注) 役職名から記載  
 郵便番号 : 〒□□□-□□□□  
 住 所 : ○○県○○市・・・

(4) 担当者連絡先

会社名 : ○○株式会社  
 所属部署 : ○○部○○課  
 担当者役職 :  
 氏名（フリガナ） :  
 電子メールアドレス :  
 郵便番号 : 〒□□□-□□□□  
 住 所 : ○○県○○市・・・  
 電話番号 : (注) 内線番号がある場合、内線番号も記載すること  
 ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を1名、記載してください。

担当者は、申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

(注2) 協議会からの通知等は、代表となる事業者の「担当者連絡先」宛に送付します。

(5) 補助事業の概要

事業調査計画要約版

主たる調査分野	再生可能エネルギー供給量想定、エネルギー需要量測定、エネルギーマネジメントシステム、その他	
申請者名	(申請者法人名)	
申請者(会社)概要	(①会社名、②本社所在地、③設立年、④代表取締役社長名、⑤主な事業内容、⑥資本金、⑦売上高(直近決算期)、⑧主要株主(%)を記載。地方公共団体の場合は記載不要(空欄とする))	
事業概要	事業名	(申請事業名を記載)
	調査対象 区域	(調査対象とする区域)
	所在地	(事業調査実施機関の予定住所を記載)
	事業化の見 通し	【事業を行う予定のエネルギー事業者を明記したうえ、現時点で分かる範囲で記入下さい】
	調査検討 内容	
	委託予定	(事業調査の一部を第三者に委託する場合の委託予定業務内容)
実施期間	平成 年 月から平成 年 月	

(注1) 補助事業の内容を要約の上、必ず1枚以内にまとめて下さい。

## 2. 補助事業の内容

(注) 記入スペースが不足する際は、適宜増枠すること。

記載事項	
(1) 事業者の適 格性	FSを行う上で適切な調査の実施体制及び財政基盤を有していること。申請者にエネルギー事業者 <sup>※</sup> が含まれていること。
	実施体制（組織概要・登記内容等）及び役割分担
	財務基盤・事業実績（特に本件事業と関連のある事業）、 当期決算見込み（別途提出直近決算書類の翌期に係るもの、地方公共団体等は記載不要）

※一般電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業、特定供給、熱供給、地点熱供給、BEMS/MEMSアグリゲーション事業（一般社団法人環境共創イニシアチブによりBEMS/MEMSアグリゲータの登録を受けた事業者が実施する事業）を行っている者、またはそれらの計画を具体的に有する者

(2) 調査の目的 ・位置づけ	目指すスマートコミュニティの姿が明確であること。
	調査対象地域の現状（地域の特徴、エネルギー需給状況、現状の問題点）
	目的（目指すスマートコミュニティの姿）
	位置づけ（FSで明らかにしたいこと、本調査結果を踏まえた事業又はビジネス展開の計画）

(3) 調査内容	スマートコミュニティの構築に向けた重要な調査であること。
	地域でのエネルギー需給の管理（エネルギーマネジメント）に関する調査（必須）
	再生可能エネルギーに関する調査（任意）
	その他

(4) 調査実施の 確実性	事業化可能性調査実施の計画が確実かつ合理的であること。
	専門性の具備（調査研究員配置、委員会開催計画、外注内容）
	実施方法（本調査の実施体制、外部との連携、地域との協力体制）
	事業化可能性調査のスケジュール



<p>(5) 調査対象事業の事業化可能性</p>	<p>F S 事業実施後における事業化可能性が高いと見込まれること</p> <p>対象技術の実用性、事業調査実施後の計画（事業計画（実施主体（実施体制、スケジュール、事業内容、資金調達方法、採算性等）についての検討状況）や波及効果について具体的に記載。</p>
------------------------------	--

### 3. 実施体制

- (1) 事業実施体制図（別紙5）
- (2) 事業実施予定場所
- (3) 事業統括責任者（プロジェクトリーダー）又は、主任研究員の氏名、所属、経歴、実績等。
- (4) 業務管理責任者・経理責任者の氏名、所属、連絡先  
業務管理責任者：所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○  
電話 \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線） F A X \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
経理責任者：所属 ○○○○○部○○課 氏名 ○○ ○○  
電話 \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*（内線） F A X \*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*
- (5) 従事者数、各人の業務分担

### 4. 事業費

- (1) 事業経費の配分（別紙3、別紙3-1）
- (2) 補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）（別紙4）

### 5. 添付書類

- (1) 事業費積算内訳（別紙3、別紙3-1）
- (2) 補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）（別紙4）
- (3) 事業実施体制図（別紙5）
- (4) 事業工程表（別紙6）
- (5) 補助事業の申請概要（パワーポイント）
- (6) 申請者概要がわかるもの
- (7) 最新の決算報告書
- (8) 補足資料

(別紙3)

【申請地域名・チーム名・チーム全体、または、申請事業者名】

※代表となる申請事業者は、チーム全体分、事業者分をそれぞれ作成すること

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

<平成26年度>

(単位:円)

費目	内訳	詳細	補助事業に要する経費		補助対象経費の額		補助率	補助金交付申請額
			金額	説明	金額	説明		
事業費	謝金	委員謝金  (小計)	0	委員会出席委への謝金	0	謝金×委員数×回数 (参考資料①)  ( )	定額	1,000万円以内
	旅費	委員旅費		委員会出席		〇〇⇔〇〇 (参考資料②)		
		職員旅費		委員会出席		〇〇⇔〇〇 (参考資料③)  ( ) ( )		
諸経費	(小計)	印刷製本費				( )		
		通信運搬費		通信費		( )		
		会議費		飲料		単価×出席人数×回数 (参考資料④)		
		借料				( )		
		調査費		別紙3-1参照		別紙3-1参照 ( )		
	合計		0	0				
消費税								
総計			0	0				

※金額の算定根拠(見積書、価格表、カタログ等)を添付する事。  
 ※金額は予定されている契約単位毎で記入する事。  
 ※補助金交付申請額は費目毎に合計した金額を記載すること。  
 ※各費目(事業費)に記載する金額は税抜金額を記載すること。また、消費税については、「消費税」欄に記載すること。

(別紙3-1)

【調査費、または、委託費：チーム全体、または、申請事業者名】

※別紙3記載の「調査費」の内訳、詳細を記載すること

※事業者が委託を行う場合、内訳、詳細を記載すること

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（調査費・委託費内訳）

<平成26年度>

(単位：円)

費目	内訳	詳細	補助事業に要する経費		補助対象経費の額			
			金額	説明	金額	説明	積算内訳 (参考資料番号)	
事業費	労務費	企業ヒアリング					( )	
		エネルギー消費データ収集・解析					( )	
		エネルギーマネジメントシステム設計					( )	
		導入設備仕様検討					( )	
		設備導入費用試算					( )	
			(小計)	0		0		
	諸経費	旅費・交通費						( )
		通信運搬費						( )
		資料購入費						( )
		PCリース費						( )
			(小計)	0		0		( )
	合計		0		0			
消費税								
総計			0		0			

※金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）の添付が必要です。（添付資料名を記載してください。）

※金額は予定されている契約単位で記入してください。

※各費目（事業費）に記載する金額は税抜金額を記載してください。また、消費税については、「消費税」欄に記載してください

(別紙4) 【申請事業者名】

共同申請者がある場合は、事業者毎に別紙4を添付する。

1. 資金調達計画

(単位:円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (グリーン電力基金、寄付等)	合計	備考
			協議会補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名1)	(銀行名2)	小計			
平成26年度					0			0		0		

※国から補助事業者への補助金の支払いは、原則として補助事業終了後に精算払の方法で行われます。

したがって、補助事業者は、別紙3の「補助事業に要する経費」の合計額を補助事業実施期間中に確保していただく必要があります。

(注1) 調達先は、例えば「〇〇銀行〇〇支店」のように具体的に記入して下さい。

(注2) 総額は、別紙3の「補助事業に要する経費」の合計額に一致させて下さい。

下の表は非営利民間団体のみが記載してください

【事業に要する経費に対する資金調達方法(平成26年度)】(非営利団体のみ)

(単位:円)

		資金調達先	金額	備考	
団体の負担金額	当該地域活動のための会員からの特別寄付金	—			
	団体の財産(団体内に設立した基金など)	—			
	団体構成員の会費	—			
	団体に対する賛助寄付金	地方公共団体			
		企業等			
	銀行、公庫などからの借入金 (申請団体が返済義務を負うもの)	●●銀行			
事業による収入	当該事業への賛助寄付金				
	参加費等による収入	—			
その他					
合計(事業に要する経費)		—	0		
<参考>協議会以外からの補助金					

(別紙5)

事業実施体制図

1. 事業実施体制  
(1) 実施体制

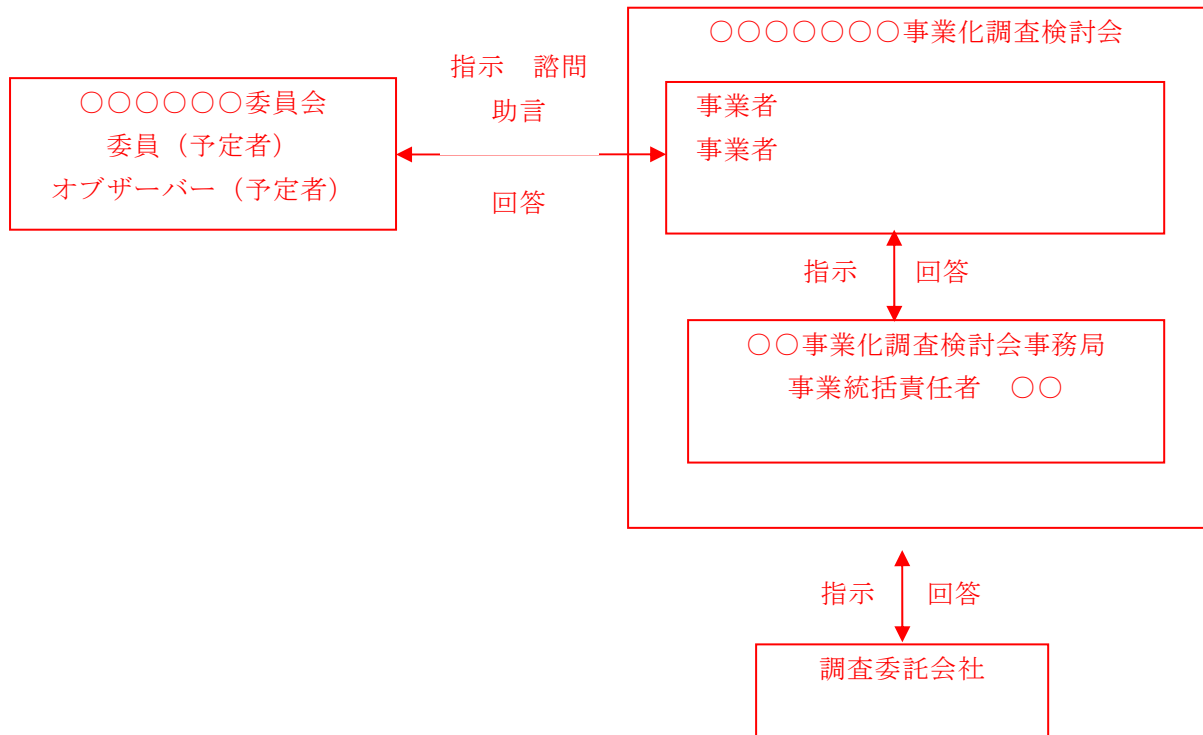
〇〇市〇〇事業化委員会  
役割、委員会メンバー（予定者）（学識経験者、住民代表、地域事業者等）を記載する。

〇〇事業化調査事務局  
役割、事務局メンバー（案）（部局名、役職名、氏名）を記載する。

調査委託会社

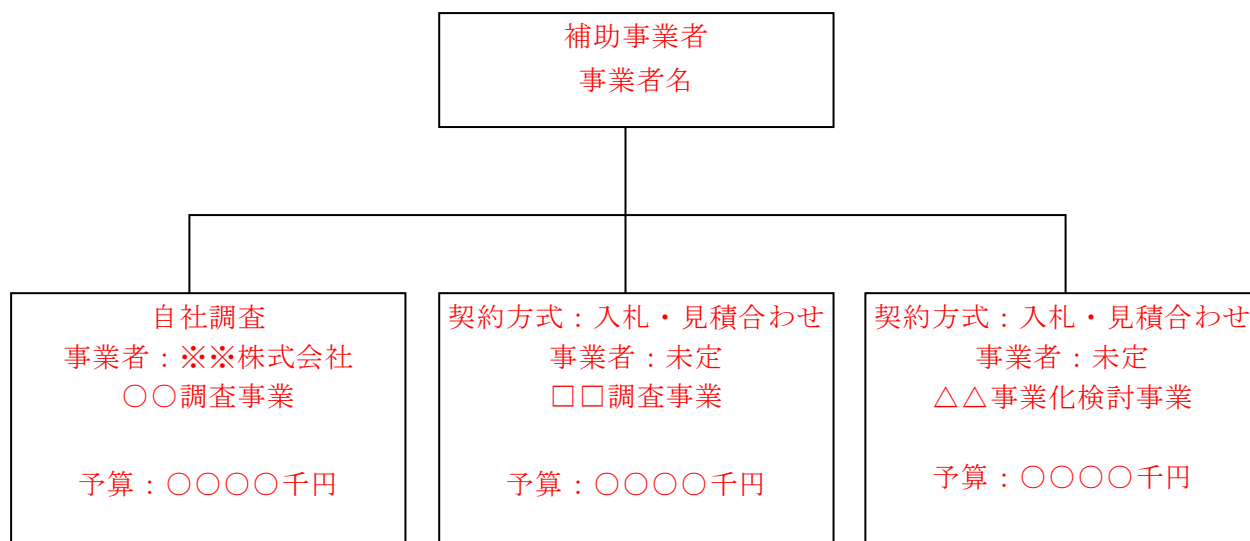
事業調査の一部を第三者に委託する場合は事業者と委託先の業務分担を記載する事  
※見積依頼先の予定者を記載する。

【実施体制図】



(注1) 実施体制に未定の部分がある場合は「未定」と記載する。

(2) 発注フロー図



(注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載する事

なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とする事

(注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載する事

(注3) 補助事業者は事業者名を記載する事

(3) 責任体制





補助事業の名称	補助金交付申請額			00,000,000円
調査対象地域				
<b>実施内容（調査内容、調査方法、実施体制等）</b>				
1. ....				
2. ....				
3. ....				
<b>補助事業のスケジュール・関連会社</b>				
項 目	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	↑	↑	↑	↑
	↑	↑	↑	↑
	↑	↑	↑	↑
< 参画企業・団体 >				
<b>調査対象事業の事業化可能性</b>				
1. 実施体制 2. スケジュール 3. 事業内容 4. 対象技術の実用性 5. 資金調達方法／採算性等 6. 波及効果について				

補助事業の名称	補助金交付申請額			00,000,000円
調査対象地域				
<b>実施内容（調査内容、調査方法、実施体制等）</b>				
1. ....				
2. ....				
3. ....				
<b>補助事業のスケジュール・関連会社</b>				
項 目	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	↑	↑	↑	↑
	↑	↑	↑	↑
	↑	↑	↑	↑
< 参画企業・団体 >				
<b>調査対象事業の事業化可能性</b>				
1. 実施体制 2. スケジュール 3. 事業内容 4. 対象技術の実用性 5. 資金調達方法／採算性等 6. 波及効果について				

補助事業の名称	補助金交付申請額			00,000,000円
調査対象地域				
<b>実施内容（調査内容、調査方法、実施体制等）</b>				
1. ....				
2. ....				
3. ....				
<b>補助事業のスケジュール・関連会社</b>				
項 目	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
	↑	↑	↑	↑
	↑	↑	↑	↑
	↑	↑	↑	↑
< 参画企業・団体 >				
<b>調査対象事業の事業化可能性</b>				
1. 実施体制 2. スケジュール 3. 事業内容 4. 対象技術の実用性 5. 資金調達方法／採算性等 6. 波及効果について				

補助対象経費に消費税を含めた事業者のみ提出してください。

(消費税1)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者には該当しません(又は、しない見込みです)ので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

記

1. 対象期間:

自 平成 26 年 4 月 1 日  
至 平成 27 年 3 月 31 日

2. 該当する消費税法の条項:

補助対象経費に消費税を含めた事業者のみ提出してください。

(消費税2)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者に該当し（又は、する見込みであり）、消費税等仕入れに係る税額については控除対象となりますので、補助金の消費税等仕入控除税額については 円で申請いたします。

記

1. 対象期間：

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

2. 特定収入割合計算式：

補助対象経費に消費税を含めた事業者のみ提出してください。

(消費税3)

消費税等仕入控除税額についての届出書

平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会  
代表理事 柏木 孝夫 殿

住 所  
申請者 名 称  
代表者等名 印

下記の期間については、消費税法に規定する課税事業者に該当します(又は、する見込みです)が、消費税等仕入に係る税額については、消費税法第60条4項の規定により、特定収入割合が5%超となり控除対象外となる見込みですので、補助金の消費税等仕入控除税額については0円で申請いたします。

なお、消費税等仕入控除税額の確定により、特定収入割合が5%以内となった場合は、スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金交付規程第15条により補助金に係る消費税等仕入控除税額を協議会に返還いたします。

記

1. 対象期間:

自 平成 26 年 4 月 1 日

至 平成 27 年 3 月 31 日

2. 特定収入割合計算式(見込み):

3. 特定収入割合が5%超となる根拠(添付資料)

## 9. 関連資料

【関連資料 1】 等級単価一覧表

【関連資料 2】 提出書類の作成イメージ

関連資料 1

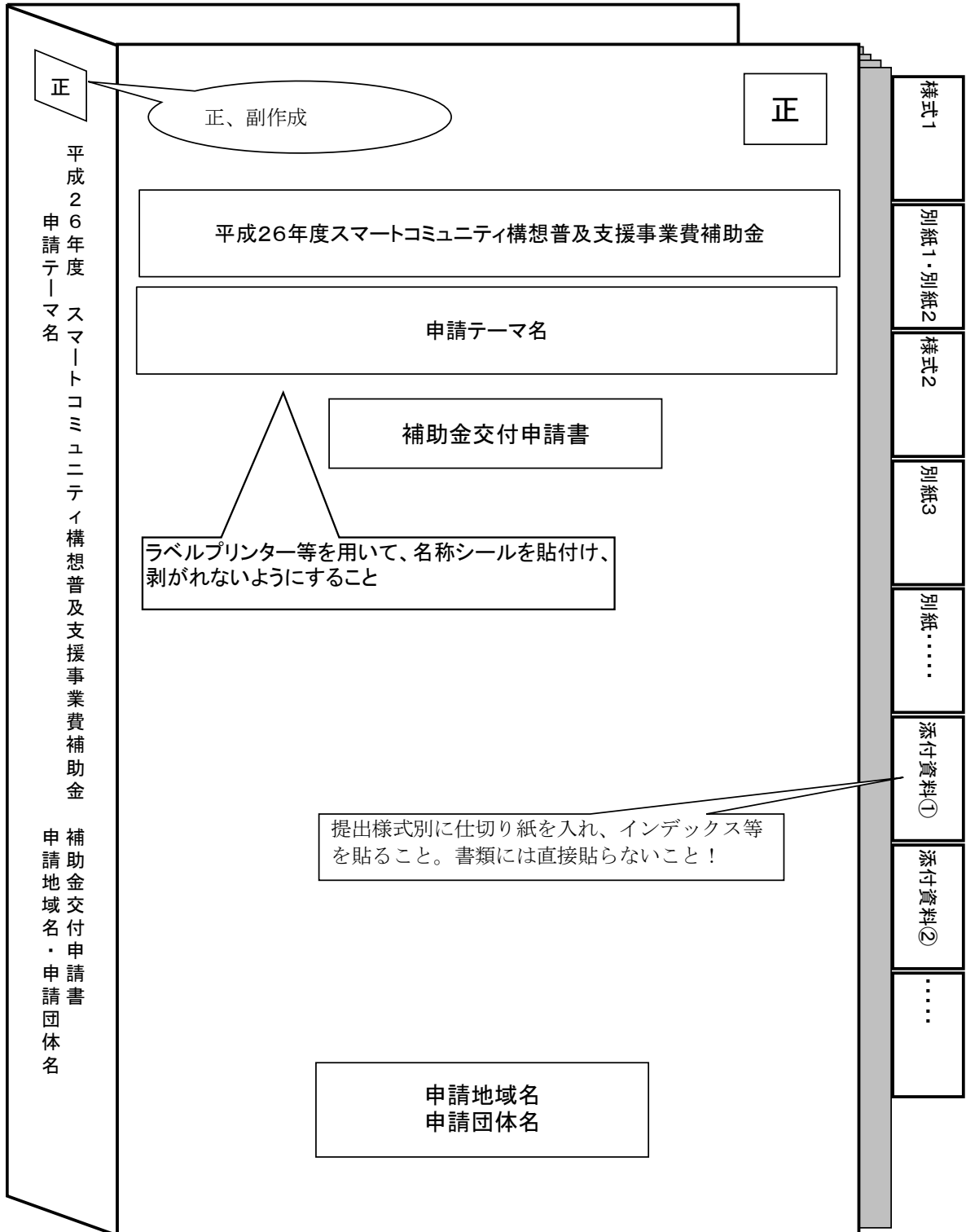
健康保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表（平成26年度適用）

健保等級 適用者 等級	労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制) 月給範囲額			労務費単価 (円/時間)
	A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1回～3 回	以上	～	未満	
1	340	440		～	81,900	440
2	400	520	81,900	～	94,900	520
3	460	600	94,900	～	107,900	600
4	520	680	107,900	～	120,900	680
5	580	750	120,900	～	131,300	750
6	610	800	131,300	～	139,100	800
7	650	850	139,100	～	148,200	850
8	700	910	148,200	～	158,600	910
9	740	970	158,600	～	169,000	970
10	790	1,030	169,000	～	179,400	1,030
11	840	1,090	179,400	～	189,800	1,090
12	890	1,150	189,800	～	201,500	1,150
13	950	1,230	201,500	～	214,500	1,230
14	1,010	1,310	214,500	～	227,500	1,310
15	1,070	1,390	227,500	～	240,500	1,390
16	1,120	1,460	240,500	～	253,500	1,460
17	1,180	1,540	253,500	～	273,000	1,540
18	1,300	1,700	273,000	～	299,000	1,700
19	1,420	1,850	299,000	～	325,000	1,850
20	1,540	2,000	325,000	～	351,000	2,000
21	1,660	2,160	351,000	～	377,000	2,160
22	1,780	2,310	377,000	～	403,000	2,310
23	1,900	2,470	403,000	～	429,000	2,470
24	2,020	2,620	429,000	～	455,000	2,620
25	2,140	2,780	455,000	～	481,000	2,780
26	2,250	2,930	481,000	～	513,500	2,930
27	2,430	3,160	513,500	～	552,500	3,160
28	2,610	3,400	552,500	～	591,500	3,400
29	2,790	3,630	591,500	～	630,500	3,630
30	2,970	3,860	630,500	～	669,500	3,860
31	3,150	4,090	669,500	～	708,500	4,090
32	3,320	4,320	708,500	～	747,500	4,320
33	3,500	4,560	747,500	～	786,500	4,560
34	3,680	4,790	786,500	～	825,500	4,790
35	3,860	5,020	825,500	～	864,500	5,020
36	4,040	5,250	864,500	～	903,500	5,250
37	4,220	5,480	903,500	～	949,000	5,480
38	4,450	5,790	949,000	～	1,001,000	5,790
39	4,690	6,100	1,001,000	～	1,053,000	6,100
40	4,930	6,410	1,053,000	～	1,111,500	6,410
41	5,230	6,800	1,111,500	～	1,176,500	6,800
42	5,520	7,180	1,176,500	～	1,241,500	7,180
43	5,820	7,570	1,241,500	～	1,306,500	7,570
44	6,120	7,960	1,306,500	～	1,371,500	7,960
45	6,480	8,420	1,371,500	～	1,449,500	8,420
46	6,830	8,880	1,449,500	～	1,527,500	8,880
47	7,190	9,350	1,527,500	～		9,350

関連資料 2

提出書類の作成イメージ



## 1 0. 交付規程



## スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金交付規程

制定 平成23年4月1日 23エネ協業第11号

### (目的)

第1条 この規程は、スマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金交付要綱（平成23・04・01財資第273号。以下「要綱」という。）第2条の規定に基づき、一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下「協議会」という。）が行うスマートコミュニティ構想普及支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 協議会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

### (定義)

第3条 この規程において、スマートコミュニティ構想普及支援事業とは、スマートコミュニティの導入・普及に係る計画等に位置づけられている事業に対し、導入・普及の推進にともなう実現可能性調査を支援する事業を言う。

### (交付の対象及び補助率)

第4条 協議会は、スマートコミュニティ構想普及支援事業を行おうとする事業者等が策定した計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係わる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として協議会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。  
2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 協議会は、補助金の交付を申請しようとする事業者等に対し、**様式第1**による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に**様式第2**による実施計画書及びその他協議会が指示する書類を添付して、協議会が指示する期日までに提出させるものとする。  
2 協議会は、事業者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 協議会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により事業者等に通知するものとする。

この場合において、協議会は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 協議会は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 協議会は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を事業者等に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 協議会は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、次の各号事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**様式第4**による事故報告書を協議会に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協議会の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、協議会に届け出るべきこと。
- (6) 補助事業者は、協議会が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、協議会の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、協議会が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、協議会が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、協議会が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、協議会が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、

協議会が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (10) 補助事業者は、協議会又は経済産業省が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、協議会の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、交付規程第22条第1項の規定に基づく補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡または実施権の設定により収益があったときは、協議会の請求に応じ交付された補助金の全部または一部に相当する金額を協議会に納付すべきこと。
- (14) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、協議会に報告しなければならない。
- (15) 補助事業者は、補助事業終了後5年間、協議会又は経済産業省の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

#### （申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に**様式第5**による交付申請取下げ届出書を協議会に提出しなければならない。

#### （計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第6による計画変更承認申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (イ) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
    - (ロ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
  - (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の流用増減を除く。
  - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 協議会は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するもの

とする。

- 3 協議会は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### (状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況等について協議会が要求したときは、速やかに**様式第7**による状況報告書を協議会に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する協議会の当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書を協議会に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が協議会の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、**様式第9**による補助事業年度末実績報告書を協議会に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出ができない場合には、協議会は期限について猶予することができる。

#### (補助事業の継承)

第12条 協議会は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、**様式第10**による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

#### (債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協議会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 協議会が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協議会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協議会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協議会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 協議会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 協議会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協議会が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、協議会が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### (補助金の額の確定等)

- 第14条 協議会は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
  - 3 協議会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
  - 4 協議会は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。
    - (1) 返還すべき補助金の額
    - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
    - (3) 納期日
  - 5 協議会は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第11**による返還報告書を提出させるものとする。
  - 6 協議会は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第12**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに協議会に提出しなければならない。

- 2 協議会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

#### (補助金の支払)

- 第16条 協議会は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第13**による補助金精算（概算）払請求書を協議会に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

第17条 協議会は、第9条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく協議会の処分若しくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 協議会は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。
  - 4 協議会は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
  - 5 協議会は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
  - 6 第2項の規定にもとづく補助金の返還については、第14条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第14条第5項中「**様式第11**」とあるのは、「**様式第14**」と読み替えるものとする。

#### (加算金の計算)

第18条 協議会は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日

において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 協議会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

#### (延滞金の計算)

第19条 協議会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

#### (財産の管理等)

第20条 補助事業者は、取得財産等（補助事業の一部を第三者に委託し実施させた取得財産等も含む）については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について**様式第15**による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、**様式第15**による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して協議会に提出しなければならない。
- 3 協議会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることができるものとする。

#### (財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、**様式第16**による財産処分承認申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

#### (補助金の収益納付)

第22条 補助事業者は補助事業終了後5年以内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、**様式第17**による収益状況報告書を協議会に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、協議会が前項の報告書の提出に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を協議会に納付しなければならない。

3 協議会は前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第24条 補助事業者は、協議会が特に必要と認めて指示したときは、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、**様式第18**による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。



(別 記)

実施計画書の要件

- (1) 補助事業の実施を通じて、他のスマートコミュニティの構想への波及効果および事業化可能性が高いと見込まれること。
- (2) 調査内容について、具体的・詳細であること。
- (3) スマートコミュニティの構想に向けた重要な調査であり、調査対象事業の技術が実用段階にあること。
- (4) 事業が確実に実施できると見込まれること。

(別表)

補 助 対 象 経 費

補助対象経費 の区分	内 容	補助率
事 業 費	地域の実情に合わせたスマートコミュニティ構想実現計画の策定、 調査、研究に要する経費	定額 1,000万円 以内

※健保等級を適用して人件費を算定することも可能とする。

※補助対象経費（事業費）には、消費税を含む。

※他社への委託契約等で実施する場合においても、上記区分により費用を積算すること（事業費として計上すること。）。